

第10期小樽市分別収集計画

(令和5年4月 ～ 令和10年3月)

小 樽 市

(令和4年6月)

第 10 期小樽市分別収集計画

1 計画策定の意義

地球温暖化など地球規模における環境問題が深刻化する中で、限られた資源やエネルギーを効率的に活用するとともに、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を目指す必要がある。

国では、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会の形成や低炭素社会の実現を目指して様々な施策や取組がなされている。

小樽市においても、平成 17 年 4 月の家庭ごみ減量化・有料化を実施して以来、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割と責任において協働してごみの減量化や資源化量の増大に努め、市民・事業者の間にも浸透してきているが、更なるリサイクルを促進し循環型社会の形成を目指していく必要がある。

本計画は、資源のリサイクルの推進を図り、廃棄物の最終処分量を削減するため、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の分別収集を推進する必要があることから「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、本計画を定めるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進を基本としたごみ減量社会の更なる推進及び啓発
- (2) 市民・事業者・行政が一体となった循環型社会への取組の推進
- (3) ごみの適正な処理による安全で清潔な地域環境の維持

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、次のものを対象品目として分別収集を行う。

容器包装廃棄物		本計画の対象品目
金属	スチール製容器	スチールかん
	アルミニウム製容器	アルミかん
ガラス	無色のガラス製容器	無色びん
	茶色のガラス製容器	茶色びん
	その他のガラス製容器	その他の色びん
	※（生きびん）	生きびん
紙	飲料用紙製容器	紙パック
	段ボール	段ボール
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装
プラスチック	ポリエチレンテレフタレート（PET）製容器	ペットボトル
	その他のプラスチック製容器包装	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

※「生きびん」とは、一升びん・ビールびんなどのリターナブルびんのことである。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	5,040 t	4,938 t	4,840 t	4,739 t	4,639 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために、次に掲げる方策を講ずる。

各項目に掲げる施策については、市民、事業者及び行政がそれぞれの立場や役割分担に応じて実施するものとし、実施に当たっては、市民、事業者及び行政が相互に協力し、連携して行うものとする。

(1) 意識の向上

市の広報誌やホームページ、町会を通じたの回覧板などを活用して、随時、廃棄物の処理についての情報を提供するとともに、市職員が町会などの団体や学校へ出向いて説明する「まち育てふれあいトーク」や北しりべし廃棄物処理広域連合が運営するリサイクルプラザを活用した環境教育を行うことにより、ごみの減量化や資源化について市民意識の向上に努める。

(2) 集団資源回収活動に対する支援

町会などの団体が行う集団資源回収活動を支援し、容器包装廃棄物の資源化を促進し、ごみの減量化を図る。

(3) 詰め替え商品の利用や買物袋持参の奨励

詰め替え商品の利用を推進するとともに、買物袋持参の奨励など、容器包装廃棄物の減量に向けた周知を図る。

(4) エコショップの認定

リサイクル商品の販売、不要容器の回収、買物袋持参の奨励、簡易包装の推進、レジ袋無料配布の中止など、ごみの減量化や再資源化のために積極的に取り組んでいる小売店を「エコショップ（環境にやさしい店）」として認定し、容器包装廃棄物の減量と市民や事業者の意識啓発を図る。

(5) 事業者に対する要請

事業者に対し、拡大生産者責任や排出者責任についての認識の拡充や、不要容器の回収、簡易包装の推進、レジ袋の削減などへの取組を要請する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市で分別収集する対象品目の分別の区分については、市の選別・圧縮・保管施設の整備状況や市民の協力を考慮し、下表のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	かん
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 (生きびん)	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	83		81		79		77		75	
主としてアルミニウム製の容器	183		183		183		183		182	
無色のガラス製容器	(合計) 217		(合計) 211		(合計) 205		(合計) 199		(合計) 194	
	(引渡 量) 217	(独自処理量) 0	(引渡 量) 211	(独自処理量) 0	(引渡 量) 205	(独自処理量) 0	(引渡 量) 199	(独自処理量) 0	(引渡 量) 194	(独自処理量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 198		(合計) 193		(合計) 187		(合計) 182		(合計) 177	
	(引渡 量) 198	(独自処理量) 0	(引渡 量) 193	(独自処理量) 0	(引渡 量) 187	(独自処理量) 0	(引渡 量) 182	(独自処理量) 0	(引渡 量) 177	(独自処理量) 0

その他のガラス製容器	(合計) 121		(合計) 118		(合計) 116		(合計) 113		(合計) 111	
	(引渡 量) 121	(独自処理量) 0	(引渡 量) 118	(独自処理量) 0	(引渡 量) 116	(独自処理量) 0	(引渡 量) 113	(独自処理量) 0	(引渡 量) 111	(独自処理量) 0
(生きびん)	35		34		32		30		29	
主として紙製の容器であつて飲料を充てんするためのもの	30		31		33		34		36	
主として段ボール製の容器	687		710		733		757		781	
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 684		(合計) 637		(合計) 594		(合計) 555		(合計) 519	
	(引渡 量) 0	(独自処理量) 684	(引渡 量) 0	(独自処理量) 637	(引渡 量) 0	(独自処理量) 594	(引渡 量) 0	(独自処理量) 555	(引渡 量) 0	(独自処理量) 519
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 315		(合計) 316		(合計) 316		(合計) 315		(合計) 314	
	(引渡 量) 215	(独自処理量) 100	(引渡 量) 216	(独自処理量) 100	(引渡 量) 216	(独自処理量) 100	(引渡 量) 215	(独自処理量) 100	(引渡 量) 214	(独自処理量) 100
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 1,621		(合計) 1,645		(合計) 1,668		(合計) 1,691		(合計) 1,714	
	(引渡 量) 1,621	(独自処理量) 0	(引渡 量) 1,645	(独自処理量) 0	(引渡 量) 1,668	(独自処理量) 0	(引渡 量) 1,691	(独自処理量) 0	(引渡 量) 1,714	(独自処理量) 0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

量の見込みの算定方法は、過去の実績値から推計した分別基準適合物の1人当たり排出量の見込みに推計人口を乗じた量とした。

また、推計人口は、過去10年間の人口動態からトレンド法により推計し、次のとおり設定した。

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人 口	106,508人	104,387人	102,265人	100,143人	98,021人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

収集に係る分別の区分			収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	かん	市による定期収集（委託）	広域
	アルミニウム製容器			
	（スプレーかん）			
ガラス	無色のガラス製容器	びん	市による定期収集（委託）	広域
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
	（生きびん）			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集（委託）	民間
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集（委託）	広域
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

※広域とは、北しりべし廃棄物処理広域連合のことである。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

収集に係る分別の区分		収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	かん	透明（半透明）袋	小型貨物車	リサイクルプラザ （選別・圧縮・保管）
アルミニウム製容器				
（スプレーかん）				
無色のガラス製容器	びん	透明（半透明）袋	小型貨物車	リサイクルプラザ （選別・保管）
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
（生きびん）				
飲料用紙製容器	紙パック	縛る	小型貨物車	民間施設 （選別・圧縮・保管）
段ボール	段ボール	縛る		

その他の紙製容器包装	紙製容器包装	透明（半透明）袋	小型貨物車	民間施設 （選別・圧縮・保管）
ペットボトル	ペットボトル	透明（半透明）袋	パッカー車	リサイクルプラザ （選別・圧縮・保管）
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	透明（半透明）袋		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 市民や事業者の意見、要望を的確に市の廃棄物行政に反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民、事業者及び行政の連携を図るとともにそれぞれの役割分担を明確化する。
- (2) 町会などの市民団体による集団資源回収活動が促進されるよう支援に努める。